

子ども・子育て新制度における交野市の利用者負担額
に関するこれまでの経過等

1 これまでの経過

- ① 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」により、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育てを充実させ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを目的とした「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が、平成27年4月から施行されることとなった。
- ② 新制度では、保育所・幼稚園・認定こども園等を通じた共通の給付である施設型給付及び小規模保育等への給付である地域型保育給付が創設され、市町村が新制度の実施主体として、教育標準時間認定を受けた子ども（以下「1号認定」という。）、保育認定を受けた満3歳以上の子ども（以下「2号認定」という。）、保育認定を受けた満3歳未満の子ども（以下「3号認定」という。）ごとの利用者負担額を定めることとされた。
- ③ これを受け、市長は、平成26年9月29日に、新制度に伴う交野市の利用者負担額について、交野市子ども・子育て会議に諮問した。
- ④ 子ども・子育て会議は、具体的な利用者負担について検討するため、部会を設置し、平成26年10月9日及び同年10月28日に部会を開催し、公私立の幼稚園・保育所関係者、学識経験者等で構成する7名の部会員により、利用者負担額の検討が行われた。
- ⑤ 子ども・子育て会議は、平成26年9月29日及び同年26年11月6日に開催の同会議での審議、部会における検討を経て、平成26年11月6日付けで市長に対して答申を行った。

2 答申の概要

教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額

*対象施設・・・幼稚園・認定こども園

- ・階層区分については国の階層区分（5階層）に準じることとし、近隣市との乖離が生じないように設定することが適当と考える。
- ・公立幼稚園の利用者負担額は、本会議の附帯意見を附すことで改定は見送ることとする。
- ※ なお、交野市内の幼稚園は、全て新制度に移行していないため、現在、この利用者負担額を適用されている利用者はない。

保育認定（２号認定・３号認定）利用者負担額

＊対象施設・・・保育所・認定こども園・地域型保育

- ・今回の改定においては、本会議の附帯意見を附すこととし、国の「保育標準時間認定を受けた子どもは、現行の保育所の利用者負担水準を基本とする」との考えを踏まえ、基本として料金改定は行わない現行水準を所得税ベースから市民税ベースにスライドさせることが、利用者にとって理解は得やすいと考える。
- ・地域型保育については、保育所の公定価格に対する地域型保育の公定価格に格差を用いていることから、公定価格の設定割合に応じて事業所内保育（保育に従事する職員のすべてが保育士である場合）及び小規模保育事業A型は保育標準時間に係る保育料の90/100、家庭的保育及び小規模保育事業C型は80/100、事業所内保育（その他）及び小規模保育事業B型は70/100と設定することが適切と判断する。

本会議の附帯意見（抜粋）

本会議では、新制度に移行する過程において不確定要素が多いことを考慮し、「子ども・子育て支援法に伴う利用者負担額」については、現行の利用者負担の水準を基本とすることが適切であるとの結論を導き出したところではあるが、6年間利用者負担の改定が行われていないこと、国が示す階層区分に大きな相違が生じていること、また国の保育料徴収基準額の70%の徴収割合の検証が必要なことなど、利用者負担について今後継続的な審議が必要であると考えます。

本会議では、利用者負担の改定については、国の動向を見極めることができる平成28年度を目途に行うことが交野市にとって適切であると判断することから、新制度が施行される平成27年度においても、引き続き、利用者負担に係る審議を本会議において継続することを申し添える。